

令和4年7月26日

市立小中学校保護者様

浦安市教育委員会
保健体育安全課長

お子様が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等についての出席停止期間について

平素より、本市教育行政にご理解ご協力賜りありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株が主流である間の出席停止の取り扱いについてお知らせします。※下線部分を変更。

	状 況	出 席 停 止 期 間
1	お子様が新型コロナウイルス感染症に感染した場合	発症日の翌日から10日間を経過し、かつ、症状軽快後72時間を経過するまでの期間。 ※無症状陽性の場合は検査日の翌日から7日間。(なお10日間を経過するまでは、健康状態を確認してください。)
2	お子様が濃厚接触者となった場合 (同居する家族等が感染した場合などを含む)	原則、陽性者との最終濃厚接触日(同居人が陽性の場合、住居内でマスク着用、手洗い、手指や物の消毒、物資等の供用を避ける等の感染対策を講じた日)の翌日から 5日間(6日目解除) 。 ※薬事承認された抗原定性検査キットにより、 2日目、3日目にそれぞれ検査し、2回とも陰性であった場合は3日目から解除可能 。(なお7日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認やリスクの高い場所の利用や会食等を避けること等の感染対策を行ってください。)
3	お子様に発熱や風邪症状がある場合	発熱や風邪症状がなくなるまでの期間。 ※お子様がすぐに解熱した際でも、できる限り医療機関の受診をお願いいたします。
4	お子様に症状等はないが同居する家族等に発熱や風邪症状がある場合	当該家族等の発熱や風邪症状がなくなるまでの期間。ただし、当該家族等が医療機関での検査や薬事承認された抗原定性検査キットにより、陰性が判明した場合(発熱等の症状が残っている場合を含む)には、お子様は登校可能となります。 ※当該家族がすぐに解熱した際でも、できる限り医療機関の受診をお願いいたします。
5	お子様が濃厚接触者ではないが、医師や保健所よりPCR検査等を受けるよう指示があった場合	医師や保健所が行うPCR検査や抗原検査により、お子様の陰性が判明するまでの期間。
6	お子様が海外から帰国・再入国した場合	国から自宅等で待機を要請された場合はその期間。

*念のため登校を控えたい場合には、学校までご相談ください。

*学級閉鎖等の該当となったお子様については、感染拡大防止の観点から、不要不急の外出を避け、自宅待機をお願いいたします。